

自治体情報システムの標準化に係る情報提供依頼（RFI） 実施要領

1 情報提供依頼の目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、標準化の対象となる20業務に係るシステムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行が、令和7年度末を期限として求められており、下川町においても期限までに標準準拠システムへ移行を行うべく各種準備を進めています。

本件については、今後の検討をより円滑に進めるとともに、業者選定や移行方策、スケジュール等を検討する際の参考資料とするため、各事業者様の本町に対するシステム提供の可否や提案の意思、対応方針等に関する情報提供依頼（RFI）を実施するものです。

2 情報提供依頼の前提事項

下記の内容を前提事項とし、考慮したうえで情報提供をお願いします。

(1) 令和7年度中（令和7年中を目途）の移行に向けた十分なスケジュールを確保すること。

(2) 本町同等以上の人口規模（2,970人以上）の自治体にて、標準化対象業務に係る該当システムを導入・保守サポートをしていること。

(3) 稼働から最低5年間の利用とし、利用期間中に継続して運用・保守業務を提供できること。

(4) 移行方式はシフト&リフトとし、原則ガバメントクラウド上に当該システムを構築すること。

3 情報提供依頼のスケジュール

情報提供依頼に係るスケジュールは、次のとおりです。

(1) 質問票提出期限

令和6年1月19日（金）午後5時まで

(2) 質問事項への回答期日

令和6年1月26日（金）

(3) 回答票提出期限

令和6年1月31日（水）午後5時まで

4 情報提供を依頼する内容

本件は、令和5年12月18日時点における各標準仕様書に準拠したシステムについて、17業務の情報提供を依頼するものになります。事業者様においては、現時点での回答が困難な質問事項もあるかと思いますが、可能な限り多くのシステムについて回答をお願いいたします。

(1) 回答様式

「(下川町) 回答票」に記載してください。

(2) 提出方法

(1)の回答票を「7 担当・問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に送付してください。

▶件名：「【事業者名】情報提供依頼への回答」

▶添付ファイル：回答票

5 情報提供依頼に関する質問

情報提供依頼に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問様式

「(下川町) 質問票」に記載してください。

(2) 提出方法

(1)の質問票を「7 担当・問い合わせ先」記載のメールアドレス宛に送付してください。

▶件名：「【事業者名】情報提供依頼質問票の送付」

▶添付ファイル：質問票

6 留意事項

- ・標準化対象業務に係る現行システムの概要は別表のとおりです。
- ・本件は、自治体情報システムの標準化対応について広く情報を得るための手段としたものであり、今後の調達・契約を保証するものではありません。
- ・標準オプションの実装可否、質問票及び回答票については、任意の様式で構いません。
- ・情報提供に係る一切の費用は、事業者様のご負担となります。
- ・情報提供を受けた資料等は、原則返却いたしません。
- ・情報提供いただいた内容は、本件のみに利用し、許可なく第三者への提供または閲覧は行いません。
- ・情報提供いただいた内容に関して、必要に応じて後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。

7 問い合わせ先

〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町6 3 番地

下川町役場 総務企画課 情報・防災係

T E L : 01655-4-2511

メール : s-joho@town.shimokawa.hokkaido.jp